

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年8月3日付けで行った、法24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分について、法30条1項に違反する旨を主張しているものと解される。

- (1) 法30条1項は居宅保護の原則を明らかにしており、簡易宿泊所を一時的な起居の場として利用している請求人は、「居宅生活ができると認められる者」と判断されるべきである。また、申請に対する決定は、特別な理由がある場合には30日まで延長できる（法24条5項）から、短期間で調査を打ち切り、安易に申請を却下することは許されない。

- (2) 聴取時における請求人の言動の矛盾は、心身が疲弊していたこと、自身の犯罪歴の開示に躊躇したこと及び相談担当者の言動に感情的となり冷静さを欠いたこと等によるものである。
- (3) 請求人の〇〇における居宅生活が終了したのは、請求人が窃盗罪により逮捕され罰金刑を受けたが支払資力がなく労役場に留置されたからであるが、過去の犯罪歴自体を請求人の不利益に扱うべきではない。
- (4) 本件申請に領収書、見積書及びその他の挙証資料が添付されていないという形式的な不備であれば補正を促せばよいはずであるが、そのような指導、指示は全くなされていない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年11月14日	諮問
平成29年12月22日	審議（第16回第3部会）
平成30年1月23日	審議（第17回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得

る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として、1号で「生活扶助」、3号で「住宅扶助」を挙げている。

そして、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしており、法33条1項は、住宅扶助は金銭給付によって行うことを原則とするものとしている。

また、法30条1項は、生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとしつつ、ただし書において、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達し難いとき、又は被保護者が希望したときについては、被保護者を救護施設、更生施設又はその他の適当な施設に入所させること等ができるものとしている。

さらに、法24条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないものとし、同条4項は、3項の書面には決定の理由を付さなければならないものとしている。同条5項は、3項の通知は申請のあった日から14日以内にしなければならないが、ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができるものとしている。同条9項は、同条1項から7項までの規定を7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通

知」という。)第7・4・(1)・キは、保護開始時において安定した住居のない要保護者(保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。)が住宅の確保に際し敷金等を必要とする場合について、特別基準の設定に係る規定をおいている。

そして、上記「居宅生活ができる」と認められる者の判断方法については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7・問78・答は、「居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等)を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。なお、当該判断に当たっては、要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により、極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること。」としている。

さらに、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問7-107・答は、上記「居宅生活ができる」と認められる者の判断の視点について、「面接相談時の細やかなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況」のほか、基本的項目として、「金銭管理」、「健康管理」、「家事、家庭管理」、「安全管理」、「身だしなみ」及び「対人関係」を挙げている。

2 これを本件についてみると、本件申請の取扱いについては、平成29年8月2日、〇〇福祉事務所内においてケース診断会議が開催され、これまで面接相談時のヒアリングにより得られた請求人の生活歴、職歴、病歴及び現在の生活状況をもとに、課長通知及び問答集に照らし、「居宅生活ができると認められる者」の判断基準に基づく検討がなされたことが認められる。

そして、「居宅生活ができると認められる者」の判断に当たって、請求人からの聴取内容には、過去の居住歴について、はなはだあいまいな話が多い上、その実態を調べる手がかりも見出せず、また、金銭の使途や体調管理についてつじつまが合わない内容があったという事実が認められたことから、現時点では基本事項、特にアパート居住歴・検討事項に関しての判断ができないため、今後も生活状況・生活実態の把握に努めアパート居宅移行の再検討を行うとして、現時点での本件申請に対する応答としては居宅移行を容認しないとされたことが認められる。

そうすると、ケース診断会議における上記検討内容を踏まえれば、現時点では請求人について「居宅生活ができると認められる者」には該当しないとして、法24条9項の準用する同条3項の規定に基づいて処分庁が行った本件処分は、上記1の法令等の定めに沿ったものであることが認められる。

3 請求人は、上記（第3）のとおり、本件処分について違法がある旨を主張しているので、以下、これらの点について検討する。

(1) 請求人は、法30条1項は居宅保護の原則を明らかにしており、簡易宿泊所を一時的な起居の場として利用している請求人は「居宅生活ができると認められる者」と判断されるべきであって、短期間で調査を打ち切って申請を却下することは許されない旨主張する。

しかし、法30条1項の規定は、「なるべく被保護者の居宅

において保護を行うことが最も人情に適した方法であり、且つ、施設の設置に要する経費を節減し得る」ことから、法による生活扶助の方法として居宅保護を原則とすること（小山進次郎著「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」434頁参照）を規定したものにすぎず、法が、簡易宿泊所等を利用する個別の被保護者について、アパート等における居宅生活への移行を制度的に保証するものではない。

そして、本件処分は、上記1の法令等の定めに沿って、同2のような検討内容の結果、本件申請を却下したものであって、また、法24条5項ただし書の規定にいう「扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合」に当たらないとすることに特に不合理な点もないものであるから、処分庁が、同項本文の日数を特に延長をすることなく本件申請のあった日から14日以内に本件処分通知書を送付したとしても、違法又は不当なものとは認められない。

(2) 請求人は、言動の矛盾は、心身が疲弊し、犯罪歴の積極的な開示を躊躇した上、感情的となっていたためであると主張する。

しかし、仮に請求人のというような事情があったとしても、請求人の言動に矛盾が存在したことから、処分庁が基本事項、特にアパート居住歴・検討事項に関しての判断ができなかったことは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

(3) 請求人は、過去の犯罪歴自体を不利益に扱うべきではないと主張する。

たしかに、弁明書6・(3)・エにおいて、処分庁は、請求人の〇〇におけるアパート生活が1ヶ月程度で終了したことを本件処分において考慮しているようにも見受けられる。

しかし、本件処分は上記2のとおり、「居宅生活ができる」と認められる者」の判断に当たって、請求人からの聴取内容につ

じつまが合わない内容が認められたこと等を理由として、現時点では基本事項、特にアパート居住歴・検討事項についての判断ができないとされたものであって、請求人の犯罪歴それ自体を不利益に取り扱ったとまでいうことはできないから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点があるとまではいえない。

(4) 請求人は、本件申請に挙証資料が添付されていないという形式的な不備であれば、補正を促せばよい旨主張する。

しかし、本件処分においては、上記2のとおり、請求人について「居宅生活ができると認められる者」には該当しないとの判断がなされているものであるから、挙証資料による必要な額の算定の可否にかかわらず、請求人の主張には理由がない。

(5) 以上のとおり、本件処分について、違法又は不当な点を認めることはできないから、請求人の上記（第3）の主張は、いずれも理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙(略)